

尾張西部地区

尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総則	<p>尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）及び図面に添付する特記仕様書に基づき実施する。</p> <p>共通仕様書及び標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書及び設計図書によるものとする。</p>
第2章 工事内容	<p>1. 目的</p> <p>本工事は、国営施設機能保全事業尾張西部地区事業計画に基づき、尾西排水機場周辺の地盤沈下に対する対策工事（地盤改良工事）、建屋補修及び場内整備補修を行うものである。</p> <p>2. 工事場所</p> <p>愛知県一宮市明地御屋敷東地内</p> <p>3. 工事概要</p> <p>本工事は概要は次のとおりである。</p> <p>1) 地盤改良  地盤改良工 改良径φ2.7m L=5.0m 9本  撤去・復旧工 1式  仮設工 1式</p> <p>2) 建屋補修  防水改修 1,128㎡  外壁改修 2,405㎡（3面）  仮設工 1式</p> <p>3) 場内整備  排水側溝 L=33.4m</p> <p>4. 工事数量</p> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p>
第3章 施工条件	<p>1. 工期</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事は積算上の工期としている260日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和9年1月15日(工事完了期限日)まで</p> <hr/> <p>※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。</p> <p>2. 工程制限</p> <p>地盤改良工は、河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。</p> <p>河川内工事は、11月1日～工期末の間の施工とする。</p>

項 目	内 容
3. 関連工事に伴う制限	除塵設備レール敷設部については、関連工事におけるレール敷設作業を予定しているため、令和9年1月15日までに施工を完了させること。詳細については関連工事の受注者と調整すること。
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、月当たり雨天・休日等（非稼働日）14日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。但し、必要に応じて、休日においても作業可能とする。
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休、夏季休暇、年末年始休暇である。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
6. 作業時間の制限	尾西排水機場の施設管理者である愛知県海部農林水産事務所（以下「施設管理者」という。）の勤務時間は、平日の8:45から17:30であり、工事における作業時間は、施設管理者の勤務時間内であることを原則とする。 なお、やむを得ず施設管理者の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議し、施設管理者と調整するものとする。
7. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。
第4章 現場条件	
1. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備補修工事（仮称） 施工時期：令和8年4月～令和9年3月（予定）</li> <li>・尾張西部地区 尾西排水機場監視操作設備更新（その3）工事（仮称） 施工時期：令和8年5月～令和9年3月（予定）</li> <li>・尾張西部国営施設機能保全事業 日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事 施工時期：令和7年6月～令和9年6月</li> </ul>
2. 第三者に対する措置 (1) 騒音及び振動等対策  (2) 濁水処理対策	1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに地域住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触するおそれのある作業については、監督職員と協議の上、振動、騒音の計測を行うものとする。また、工法等を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音、振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。  1) 施工に当たり汚濁水が発生した場合、汚濁水が施工位置周辺に飛散又は流出しないよう十分注意して施工しなければならない。 なお、濁水処理対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 地盤改良工に伴う汚泥は、適切に排泥ピットにより産業廃棄物処理を行うとともに、河川への流出を防止するために、汚濁防止フェンスを設置しなければならない。 なお、汚濁防止フェンスが損傷し、補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

項 目	内 容						
(3) 保安対策	本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。						
(4) 防塵対策	<p>施工に当たっては、粉塵等により周辺に被害を及ぼさないよう十分注意して施工しなければならない。</p> <p>なお、防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>						
(5) 石綿対策	<p>本工事の施工に当たり、第10章 8. 建屋補修において石綿含有建材の除去を行う際は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）その他石綿処理に関する関係法令等に基づき、施工を行う。</p> <p>施工に当たっては、関係法令に基づく事前調査及び報告、労働基準監督署への届出、石綿除去後の取り残し確認を行わなければならない。</p> <p>なお、石綿含有建材の除去工法等を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p>						
(6) 特許権	<p>本工事の施工に当たり、第10章 7. 地盤改良工では、関係法令等により保護される第三者の権利に対する特許使用料を計上していることから、受注者はその使用に対する一切の責任を負わなければならない。</p> <p>なお、請負契約書第8条に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>特許番号 特許第4817302号</p>						
(7) 執務状態	本工事は建物に執務者がいる状態で行う工事である。工事期間中においても管理者による通常業務が行われ、機場場内の点検・管理及び機場運転が実施されており、本工事によりこれら業務を妨げてはならない。管理者との調整が必要な場合は監督職員と協議するものとする。						
3. 関係機関との調整	<p>既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p> <p>受注者は下記について、必要な調整を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施工機械搬入ルート等の道路使用許可申請</li> <li>2) 河川区域における工事に対して必要となる各種協議</li> <li>3) 危険物等の届出</li> </ol>						
第5章 指定仮設							
1. 工事用道路	<p>工事用道路は、機場敷地内の道路を使用することとする。</p> <p>なお、道路の養生等、特別な対策が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。</p>						
2. 土取場	<p>土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1686 1393 1798"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在</th> <th>採取予定量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日光川河口排水機場基礎耐震化対策(その7)工事現場</td> <td>愛知県海部郡飛島村 梅之郷地内</td> <td>72 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在	採取予定量	日光川河口排水機場基礎耐震化対策(その7)工事現場	愛知県海部郡飛島村 梅之郷地内	72 m <sup>3</sup>
名称	所在	採取予定量					
日光川河口排水機場基礎耐震化対策(その7)工事現場	愛知県海部郡飛島村 梅之郷地内	72 m <sup>3</sup>					
第6章 工事用地等							
1. 発注者が確保している用地	本工事の工事用地及び工事施工上必要となる用地は尾西排水機場敷地である。なお、工事用地等の養生等及び使用後の復旧等、特別な対策が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。						
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。						

項 目	内 容																										
3. 境界杭等	<p>既存境界杭等が工事の支障となる場合は、監督職員と打ち合わせるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。</p> <p>また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																										
第7章 工事用電力	<p>本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</p>																										
第8章 貸与する資料	<p>本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。</p> <p>1) 資料名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度 尾張西部地区 尾西排水機場除塵設備実施設計業務報告書</li> <li>・令和7年度 尾張西部地区 尾西排水機場建屋補修等実施設計業務報告書</li> </ul> <p>2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで</p> <p>3) 返納場所 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。</p> <p>5) その他 その他必要となる資料については、監督職員と協議するものとし、追加資料等があった場合の取扱いは上記のとおりとする。</p>																										
第9章 工事用材料																											
1. 規格及び品質	<p>本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。</p> <p>1) 地盤改良</p> <p>(1) 鋼材 鉄筋金網 (D10, #150×150) SD295 JIS G 3551</p> <p>(2) 再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (13)</p> <p>(3) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1473 1449 1659"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>W/C (%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>65以下</td> <td>N又はBB</td> <td>コンクリート舗装</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最大骨材寸法25mmは、地域内に骨材の入手が困難な場合20mmの骨材の使用を可能とする。</p> <p>(4) 地盤改良使用固化材 環境対応型固化材C201S同等品とする。            注入固化液の配合及び使用量は、次を原則とする。            固化材料：固化材 (C) セメント系固化材 (環境対応型)                              水 (W) 飲料水・工業用水等            配 合 : W/C=1.0</p> <table border="1" data-bbox="459 1962 1374 2078"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> <th>配合量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント系固化材</td> <td>環境対応型</td> <td>kg</td> <td>751</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td></td> <td>kg</td> <td>751</td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的	無筋コンクリート	18	12	25	65以下	N又はBB	コンクリート舗装	材料名	規格・仕様	単位	配合量	セメント系固化材	環境対応型	kg	751	水		kg	751
種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的																					
無筋コンクリート	18	12	25	65以下	N又はBB	コンクリート舗装																					
材料名	規格・仕様	単位	配合量																								
セメント系固化材	環境対応型	kg	751																								
水		kg	751																								

項 目	内 容																								
2. 見本又は資料提出	<p>※上記配合は、標準配合であり施工前の室内配合試験の結果から監督職員と協議のうえ変更する場合もある。</p> <p>2) 建屋補修 建屋補修工事で使用する主要材料の規格及び品質は、共通仕様書、標準仕様書及び設計図書によるものとする。</p> <p>3) 場内整備 (1) コンクリート二次製品 道路用鉄筋コンクリート側溝 JIS A 5372</p> <p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <p>1) 地盤改良</p> <table border="1" data-bbox="448 752 1315 902"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント系固化材</td> <td>見本、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>配合計画書、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>配合計画書、試験成績書</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 建屋補修</p> <table border="1" data-bbox="456 965 1315 1249"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防水材</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>外壁補修材</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>塗装材</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>モザイクタイル</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>上記他建築使用資材</td> <td>カタログ、試験成績書等</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。</p> <p>3) 場内整備</p> <table border="1" data-bbox="448 1357 1315 1469"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路用鉄筋コンクリート側溝</td> <td>カタログ</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	提 出 物	セメント系固化材	見本、試験成績書	コンクリート	配合計画書、試験成績書	アスファルト	配合計画書、試験成績書	材 料 名	提 出 物	防水材	カタログ、試験成績書	外壁補修材	カタログ、試験成績書	塗装材	カタログ、試験成績書	モザイクタイル	カタログ	上記他建築使用資材	カタログ、試験成績書等	材 料 名	提 出 物	道路用鉄筋コンクリート側溝	カタログ
材 料 名	提 出 物																								
セメント系固化材	見本、試験成績書																								
コンクリート	配合計画書、試験成績書																								
アスファルト	配合計画書、試験成績書																								
材 料 名	提 出 物																								
防水材	カタログ、試験成績書																								
外壁補修材	カタログ、試験成績書																								
塗装材	カタログ、試験成績書																								
モザイクタイル	カタログ																								
上記他建築使用資材	カタログ、試験成績書等																								
材 料 名	提 出 物																								
道路用鉄筋コンクリート側溝	カタログ																								
3. 監督職員の検査又は試験	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="459 1543 1315 1736"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検 査・試 験 項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レディーミクスト コンクリート</td> <td>スランプ、空気量、塩化物含有量、圧縮強度</td> <td>現場搬入時及びプラント</td> </tr> <tr> <td>セメント系固化材</td> <td>数量</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>セメント系固化材</td> <td>配合</td> <td>造成開始時</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	検 査・試 験 項 目	備 考	レディーミクスト コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量、圧縮強度	現場搬入時及びプラント	セメント系固化材	数量	現場搬入時	セメント系固化材	配合	造成開始時												
材 料 名	検 査・試 験 項 目	備 考																							
レディーミクスト コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量、圧縮強度	現場搬入時及びプラント																							
セメント系固化材	数量	現場搬入時																							
セメント系固化材	配合	造成開始時																							
4. 資材等の調達	<p>次の資材等については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等より遠方から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="456 1953 1294 2103"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁受・受桁</td> <td>H200、H250、H300 角パイプ</td> <td rowspan="2">愛知県小牧市</td> </tr> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>22×914×1829</td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	桁受・受桁	H200、H250、H300 角パイプ	愛知県小牧市	敷鉄板	22×914×1829																
資材名	規格	調達地域等																							
桁受・受桁	H200、H250、H300 角パイプ	愛知県小牧市																							
敷鉄板	22×914×1829																								

項 目	内 容																																																																
第10章 施工 1. 一般事項 (1) 基準点  (2) 検測又は確認 (施工段階確認)  (3) 舗装切断に伴う 排水等の処理  (4) 地盤改良により 発生した排泥の処理  (5) 建屋補修により 発生した石綿含有建 材の処理  2. 再生資源等の利用	<p>1) 本工事の基準点は、設計図書に示すK B M (EL. 3, 600mm) 及び公共基準点A286を使用しなければならない。</p> <p>2) 基準点等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。</p> <p>本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>なお、具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する必要があるため、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="456 667 1315 1368"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期</th> <th>遠隔確認対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">地盤改良工</td> </tr> <tr> <td>床堀</td> <td>床付け状況</td> <td>初期床付け完了段階</td> <td>○</td> <td>掘削</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装工</td> <td>幅、厚さ、</td> <td>設置完了時点で1か所</td> <td>○</td> <td>路盤、表層</td> </tr> <tr> <td>アスファルト舗装工</td> <td>幅、厚さ</td> <td>設置完了時点で1か所</td> <td>○</td> <td>路盤、表層</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工</td> <td>改良深、位置・間隔、改良幅、固化剤添加量</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> <td>地盤改良工</td> </tr> <tr> <td colspan="5">建屋補修</td> </tr> <tr> <td>防水改修</td> <td>下地処理状況、下地調整状況</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁改修</td> <td>既設塗膜除去状況ひび割れ補修状況</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">場内整備</td> </tr> <tr> <td>砕石基礎</td> <td>幅、厚さ、施工延長</td> <td>設置完了時点で1か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p> <p>地盤改良により発生した排泥（セメント分を含有）は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p> <p>建屋補修により発生した石綿含有建材は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p> <p>1) 再生資材の利用            受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="496 1912 1334 2065"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度アスコン (13)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>RC-40</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	地盤改良工					床堀	床付け状況	初期床付け完了段階	○	掘削	コンクリート舗装工	幅、厚さ、	設置完了時点で1か所	○	路盤、表層	アスファルト舗装工	幅、厚さ	設置完了時点で1か所	○	路盤、表層	地盤改良工	改良深、位置・間隔、改良幅、固化剤添加量	初期施工段階で1箇所	○	地盤改良工	建屋補修					防水改修	下地処理状況、下地調整状況	初期施工段階で1箇所	○		外壁改修	既設塗膜除去状況ひび割れ補修状況	初期施工段階で1箇所	○		場内整備					砕石基礎	幅、厚さ、施工延長	設置完了時点で1か所			資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)		再生クラッシュラン	RC-40	
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考																																																													
地盤改良工																																																																	
床堀	床付け状況	初期床付け完了段階	○	掘削																																																													
コンクリート舗装工	幅、厚さ、	設置完了時点で1か所	○	路盤、表層																																																													
アスファルト舗装工	幅、厚さ	設置完了時点で1か所	○	路盤、表層																																																													
地盤改良工	改良深、位置・間隔、改良幅、固化剤添加量	初期施工段階で1箇所	○	地盤改良工																																																													
建屋補修																																																																	
防水改修	下地処理状況、下地調整状況	初期施工段階で1箇所	○																																																														
外壁改修	既設塗膜除去状況ひび割れ補修状況	初期施工段階で1箇所	○																																																														
場内整備																																																																	
砕石基礎	幅、厚さ、施工延長	設置完了時点で1か所																																																															
資 材 名	規 格	備 考																																																															
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)																																																																
再生クラッシュラン	RC-40																																																																

項 目	内 容																																			
3. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>2) 建設発生土の利用 二次埋戻土(砕石)は、図面に示す日光川河口排水機場基礎耐震化対策(その7)工事の建設発生土を利用しなければならない。</p> <p>3) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。</p> <p>1) 建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="499 663 1401 1402"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処 理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受け入れ時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td>株江南工業</td> <td>愛知県江南市鹿子島町船付99</td> <td>8:00~17:00</td> <td>中間処理業者</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>株江南工業</td> <td>愛知県江南市鹿子島町船付99</td> <td>8:00~17:00</td> <td>中間処理業者</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>株ヘイセイ弥富事業所</td> <td>愛知県弥富市鍋田町六野36-1</td> <td>8:00~16:30</td> <td>中間処理業者</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック(合成樹脂くず)</td> <td>株ヘイセイ弥富事業所</td> <td>愛知県弥富市鍋田町六野36-1</td> <td>8:00~16:30</td> <td>中間処理業者</td> </tr> <tr> <td>陶磁器くず</td> <td>株ヘイセイ弥富事業所</td> <td>愛知県弥富市鍋田町六野36-1</td> <td>8:00~16:30</td> <td>中間処理業者</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥(排泥)</td> <td>株ムラア一カム</td> <td>愛知県海部郡飛島村新政成11-20 他</td> <td>8:00~17:00</td> <td>中間処理業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 建設汚泥(排泥)の建設資材廃棄物処理について 建設汚泥(排泥)の建設資材廃棄物処理量については、実績数量により精査変更を行うものとし、実績数量の確認に当たっては、廃棄物管理票の提出のほかに、排泥の比重計測、搬出車両の積載容量確認等を行うものとする。 なお、比重計測、積載容量の確認方法については事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>	建設資材廃棄物	処 理施設名	住 所	受け入れ時間	事業区分	コンクリート(有筋)	株江南工業	愛知県江南市鹿子島町船付99	8:00~17:00	中間処理業者	コンクリート(無筋)	株江南工業	愛知県江南市鹿子島町船付99	8:00~17:00	中間処理業者	アスファルト	株ヘイセイ弥富事業所	愛知県弥富市鍋田町六野36-1	8:00~16:30	中間処理業者	廃プラスチック(合成樹脂くず)	株ヘイセイ弥富事業所	愛知県弥富市鍋田町六野36-1	8:00~16:30	中間処理業者	陶磁器くず	株ヘイセイ弥富事業所	愛知県弥富市鍋田町六野36-1	8:00~16:30	中間処理業者	建設汚泥(排泥)	株ムラア一カム	愛知県海部郡飛島村新政成11-20 他	8:00~17:00	中間処理業者
建設資材廃棄物	処 理施設名	住 所	受け入れ時間	事業区分																																
コンクリート(有筋)	株江南工業	愛知県江南市鹿子島町船付99	8:00~17:00	中間処理業者																																
コンクリート(無筋)	株江南工業	愛知県江南市鹿子島町船付99	8:00~17:00	中間処理業者																																
アスファルト	株ヘイセイ弥富事業所	愛知県弥富市鍋田町六野36-1	8:00~16:30	中間処理業者																																
廃プラスチック(合成樹脂くず)	株ヘイセイ弥富事業所	愛知県弥富市鍋田町六野36-1	8:00~16:30	中間処理業者																																
陶磁器くず	株ヘイセイ弥富事業所	愛知県弥富市鍋田町六野36-1	8:00~16:30	中間処理業者																																
建設汚泥(排泥)	株ムラア一カム	愛知県海部郡飛島村新政成11-20 他	8:00~17:00	中間処理業者																																
4. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p>																																			

項 目	内 容											
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法								
5. 工事現場発生材の仮置きについて		①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用								
6. 土工 (1) 掘削		②地盤改良工	地盤改良工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用								
(2) 埋戻し土		③建屋補修	建屋補修工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用								
7. 地盤改良工		③場内整備	場内整備工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用								
		④その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用								
5. 工事現場発生材の仮置きについて	本工事で発生した工事現場発生材（鋼材等有価物）については、監督職員が指示する場所に集積するものとする。											
6. 土工 (1) 掘削	<p>1) 掘削土は、埋戻しに流用するものとする。</p> <p>2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。</p> <p>3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p>											
(2) 埋戻し土	<p>地盤改良工の二次埋戻し土は、掘削土及び日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事の仮設通路の砕石で埋戻しを行わなければならない。</p> <p>なお、埋戻しは事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。</p>											
7. 地盤改良工	<p>(1) 固化材の配合量については、着工前に現地土による室内配合試験を行い、現場投入量を決定し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、調査位置及び現場配合試験の施工仕様については、監督職員の指示によるものとする。</p>											
	<table border="1" data-bbox="507 1462 1233 1637"> <thead> <tr> <th>改良径φ</th> <th>削孔長L</th> <th>改良長Lc</th> <th>設計基準強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,700mm</td> <td>7.0m (モニター長を含む)</td> <td>5.0m</td> <td>1,000kN/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				改良径φ	削孔長L	改良長Lc	設計基準強度	2,700mm	7.0m (モニター長を含む)	5.0m	1,000kN/m <sup>2</sup>
改良径φ	削孔長L	改良長Lc	設計基準強度									
2,700mm	7.0m (モニター長を含む)	5.0m	1,000kN/m <sup>2</sup>									
	<p>(2) 改良範囲、土質分布および削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。</p> <p>改良径φ2,700mm 削孔長L=7.0m 改良長Lc=5.0m 設計基準強度q=1,000kN/m<sup>2</sup> 土質 砂質土 施工基準面 T.P.+2.70m</p>											
	<p>(3) 地盤改良の施工に際して、事前にタイロッド等の既設構造物位置を確認し、構造物に影響を与えない工法により施工するものとする。</p>											
	<p>(4) 使用する地盤改良施工機は多重管式高圧噴射攪拌工のボーリングマシン（標準型）とする。</p>											
	<p>(5) 施工機械編成は1プラント1マシン、搬入回数は1回とする。</p>											
	<p>(6) 使用固化材は環境対応型固化材C201S同等品の使用するものとする。</p>											

項 目	内 容
	<p>(7) 発生土の改質のため、混和剤OCフロー601を使用するものとする。(8) 施工順序は既設鋼矢板に対する変状を抑制する為、遊水池側から施工する。</p> <p>(9) 施工時、地層の緩み具合に応じて河床位置に対して1.5m程度の根入れを考慮するものとする。</p> <p>(11) 地盤改良工は「N J P-2 w a y 工法（低環境負荷型多重管高圧噴射攪拌工法）」による施工を考えており、当該工法の施工において、関連技術に関する特許権「第4817302号（高圧噴射攪拌装置の噴射構造）」使用料を含む技術料を必要とする工法である。  なお、当該工法によらない場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(12) 施工管理項目  「陸上工事における深層混合処理工法 設計施工マニュアル（（一財）土木研究センター）」表-5.3.2) により施工管理項目について施工計画書を作成し、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(15) 高圧噴射攪拌工実施後に確認試験としてチェックボーリングを実施し、改良土試料採取のうえ、改良強度・効果を確認する。</p> <p>(16) 改良土試料採取を行い、目視観察による指定深度・出来形の確認及び採取コアを用いた強度試験（一軸圧縮試験）を行う。  ①ボーリング本数：1本  ②強度試験：一軸圧縮試験1回（3供試体/回）</p> <p>(17) 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、下記に示す工種について、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、試験を実施し、試験結果（計測証明書）を提出するものとする。  また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。  ①配合試験時（施工前） 1検体  ※本工法では、配合試験を伴わない工法であるため、施工前に採取した改良対象土と固化材を所定の配合で混合し、検体を作成の上、六価クロム溶出試験に供するものとする。</p>
8. 建屋補修	
(1) 一般事項	建屋補修の施工に先立ち施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
(2) 補修範囲の確認	施工にあたり行う事前調査において、新たな変状が確認された場合は、監督職員と協議するものとする。
(3) 養生	汚染又は、損傷の恐れのある壁、床、資器材等は、適切な方法で養生を行い、保護するものとする。
(4) 色彩	外壁、屋根等の色については事前に見本と提出するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。
9. 場内整備	排水側溝は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。
10. 撤去復旧	
(1) 撤去工	<p>既設のコンクリート構造物及びコンクリート舗装取壊しについては、存置する既設構造物に損傷を与えないよう予めコンクリートカッター等により、縁切りを考えているが、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。なお、再利用する資材の撤去に当たっては損傷を与えないよう十分留意して作業を行うものとする。</p> <p>また、再利用する資材は機場敷地内に仮置きするものとし、詳細な仮置き場所については監督職員が別途指示するものとする。</p>

項 目	内 容
(2) 舗装工	<p>防護柵は再利用を予定しているが、再利用が不可能な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 表層工の施工に当たっては、プライムコート(PK-3)126L/100m<sup>2</sup>以上を基層に均一に散布し表層との密着を図らなければならない。</p> <p>2) 舗装工は施工条件に合った敷き均し機械、締固め機械により、再生加熱アスファルト混合物を施工しなければならない。</p>
11. 地中埋設物への対応	<p>1) 施工時に、予期せぬ埋設物等に接触した場合には、直ちに監督職員に報告し、対応を協議するものとする。</p> <p>2) 埋設物の状況確認のため、試掘及びボーリング調査等が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。</p>
第11章 施工管理	
1. 主任技術者等の資格	<p>主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-11に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。</p> <p>なお、建屋補修の担当技術者は、次に示す資格又は経験を有する者でなければならない。</p> <p>1) 1級又は2級建築士</p> <p>2) 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(建築又は仕上げ)</p> <p>3) 上記1)又は2)と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者</p> <p>4) 次に示す期間の「建築工事」の実務経験を有する者</p> <p>①高等学校の指定学科卒業後：5年以上</p> <p>②大学・短期大学・高等専門学校の指定学科卒業後：3年以上</p> <p>③上記①又は②以外の学歴・学科卒業後：10年以上</p> <p>なお、指定学科とは、建築工学に関する学科である。</p>
2. 施工管理	
1) 施工管理の追加項目	<p>施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。</p> <p>1) 建屋補修工の品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事監理指針」によるものとする。</p> <p>2) 建屋補修工の施工に当たり、図面、共通仕様書及び標準仕様書によるほか、使用材料メーカーの工法により施工するものとする。</p>
3. 工事写真における 黑板情報の電子化 について	<p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒</p>

項 目	内 容
4. 工事現場等における遠隔確認について	<p>板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (<a href="https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php">https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php</a>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p> <p>(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。</p> <p>(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf</a>」)によるものとする。</p> <p>(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。</p> <p>(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>
第12章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土質・地質に著しい相違があった場合</li> <li>2) 建屋補修範囲の追加又は変更が生じた場合</li> <li>3) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合</li> <li>4) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現があった場合</li> <li>5) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合</li> <li>6) 石綿含有材又は石綿含有のおそれがある資材を発見した場合</li> <li>7) 関連工事との調整に伴い変更が生じた場合</li> <li>8) 既設構造物の撤去復旧に伴い変更が生じた場合</li> <li>9) その他本特別仕様書に定めのない事項</li> </ol>
第13章 公共事業関係調査に対する協力	<p>本工事が歩掛調査又は間接経費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。</p> <p>なお、歩掛調査等の実施方法の詳細については、監督職員の指示によるものとする。</p>
第14章 その他 1. 契約後VE提案	<p>1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p>

項 目	内 容
	<p>2) VE提案の意義及び範囲</p> <p>① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。</p> <p>② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。</p> <p>ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</p> <p>イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案</p> <p>ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>3) VE提案書の提出</p> <p>① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）</p> <p>ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項</p> <p>カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) VE提案の適否等</p> <p>① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用</p> <p>発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその</p>

項 目	内 容
<p>2. 電子納品</p> <p>3. 配置予定監理技術者等の専任期間</p> <p>4. 工事の施工効率向上対策</p> <p>5. 現場環境の改善の試行</p>	<p>内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、又はDVD-R）正副2部</p> <p>(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。</p> <p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを</p>

項 目	内 容
6. 現場環境改善費	<p>原則とする。  ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p><b>【快適トイレに求める機能】</b>  ア 様式（洋風）便器  イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）  ウ 臭い逆流防止機能  エ 容易に開かない施錠機能  オ 照明設備  カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p><b>【付属品として備えるもの】</b>  キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示  ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫  ケ サニタリーボックス  コ 鏡と手洗器  サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p><b>【推奨する仕様、付属品】</b>  シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）  ス 擬音装置（機能を含む）  セ 着替え台  ソ 臭気対策機能の多重化  タ 室内温度の調整が可能な設備  チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用  快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。  受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。  なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。  また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。</p>

項 目	内 容										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 192 624 230">計上項目</th> <th data-bbox="624 192 1385 230">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 230 624 450">仮設備関係</td> <td data-bbox="624 230 1385 450">           ①用水・電力等の供給設備            ②緑化・花壇            ③ライトアップ施設            ④見学路及び椅子の設置            ⑤昇降設備の充実            ⑥環境負荷の低減         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 450 624 629">営繕関係</td> <td data-bbox="624 450 1385 629">           ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）            ②労働宿舍の快適化            ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）            ④現場休憩所の快適化            ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 629 624 741">安全関係</td> <td data-bbox="624 629 1385 741">           ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）            ②盗難防止対策（警報器等）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 741 624 1106">地域連携</td> <td data-bbox="624 741 1385 1106">           ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）            ②完成予想図            ③工法説明図            ④工事工程表            ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）            ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）            ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営            ⑧パンフレット・工法説明ビデオ            ⑨社会貢献         </td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										
7. 週休2日による施工	<p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</p> <p>なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日</p>										

項 目	内 容																						
8. 週休2日の促進	<p>報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>① 補正係数</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 667 794 779"></th> <th data-bbox="794 667 1136 779">週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th> <th data-bbox="1136 667 1418 779">月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 779 794 817">労務費</td> <td data-bbox="794 779 1136 817">1.02</td> <td data-bbox="1136 779 1418 817">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 817 794 855">共通仮設費（率分）</td> <td data-bbox="794 817 1136 855">1.05</td> <td data-bbox="1136 817 1418 855">1.04</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 855 794 891">現場管理費（率分）</td> <td data-bbox="794 855 1136 891">1.06</td> <td data-bbox="1136 855 1418 891">1.05</td> </tr> </tbody> </table>		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05										
		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)																				
	労務費	1.02	1.02																				
	共通仮設費（率分）	1.05	1.04																				
	現場管理費（率分）	1.06	1.05																				
	<p>② 補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p>また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14 地第759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>なお、週単位の週休2日及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。</p>																						
	<p>(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 1527 863 1608" rowspan="2">名称</th> <th data-bbox="863 1527 1070 1608" rowspan="2">区分</th> <th data-bbox="1070 1527 1407 1608">補正係数</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1070 1608 1407 1646">月単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 1608 863 1646">横断・転落防止柵</td> <td data-bbox="863 1608 1070 1646">設置</td> <td data-bbox="1070 1608 1407 1646">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1646 863 1684">横断・転落防止柵</td> <td data-bbox="863 1646 1070 1684">撤去</td> <td data-bbox="1070 1646 1407 1684">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1684 863 1722">構造物取壊し（有筋）</td> <td data-bbox="863 1684 1070 1722">撤去</td> <td data-bbox="1070 1684 1407 1722">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1722 863 1760">構造物取壊し（無筋）</td> <td data-bbox="863 1722 1070 1760">撤去</td> <td data-bbox="1070 1722 1407 1760">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1760 863 1798">排水構造物工</td> <td data-bbox="863 1760 1070 1798">撤去</td> <td data-bbox="1070 1760 1407 1798">1.00</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1798 863 1836">排水構造物工</td> <td data-bbox="863 1798 1070 1836">設置</td> <td data-bbox="1070 1798 1407 1836">1.00</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数	月単位	横断・転落防止柵	設置	1.02	横断・転落防止柵	撤去	1.02	構造物取壊し（有筋）	撤去	1.02	構造物取壊し（無筋）	撤去	1.02	排水構造物工	撤去	1.00	排水構造物工	設置	1.00
	名称			区分	補正係数																		
月単位																							
横断・転落防止柵	設置	1.02																					
横断・転落防止柵	撤去	1.02																					
構造物取壊し（有筋）	撤去	1.02																					
構造物取壊し（無筋）	撤去	1.02																					
排水構造物工	撤去	1.00																					
排水構造物工	設置	1.00																					
<p>1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書の発行を行う工事である。2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p>																							

項 目	内 容
<p>9. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について</p>	<p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/>月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/>若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </div> <p>② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/>休日の確保を行った。</p> <p><input type="checkbox"/>その他[理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]</p> </div> <p>○事務所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/>工程管理に係る積極的な取組が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/>その他[理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]</p> </div> <p>③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。</p> <p>○事務所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/>その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]</p> </div> <p>2) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p>
	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費      労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明</p>

項 目	内 容
10. 1日未満で完了する作業の積算	<p>する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は変更積算のみ適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>
11. 共通仮設费率分の適切な設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費(率分)の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
12. CORINSへの登録	<p>技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>

項 目	内 容
13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。  <math display="block">\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}</math> ※ 補正係数：1.2</p> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。  なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。  ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。  <math display="block">\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*</math></p>
第15章 定めなき事項	<p>この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

令和8年度

尾張西部事業（機能保全）

尾張西部地区 尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事

工 事 数 量 表  
【当初】

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
除塵設備沈下対策				
1. 土工				
(1) 土工				
床掘		式	1	
埋戻し（一次埋戻）	4.0m ≤ B	式	1	
土砂等運搬	一次埋戻残土	m <sup>3</sup>	33	
埋戻し（二次埋戻）	4.0m ≤ B、1-1断面 RC-40	式	1	
埋戻し（二次埋戻）	4.9m ≤ B, t=110mm, 2-2断面 RC-40	式	1	
埋戻し（二次埋戻）	4.9m ≤ B, t=335mm, 2-2断面 RC-40	式	1	
土砂等運搬	二次埋戻砕石 RC-40	m <sup>3</sup>	72	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工	地盤改良工			
構造物取壊し（レール基礎）	有筋	m <sup>3</sup>	32	
構造物取壊し（レール均し）	無筋	m <sup>3</sup>	11	
舗装切断	コンクリート舗装 t=20cm	m	44	
舗装撤去	コンクリート舗装 t=20cm	m <sup>2</sup>	45	
殻運搬・処理	コンクリート殻（有筋）	m <sup>3</sup>	32	
殻運搬・処理	コンクリート殻（無筋）	m <sup>3</sup>	20	
防護柵撤去	アンカーボルト固定, 再利用	m	10	
ポール撤去	再利用	本	3	
走行レール撤去	37kg/m	m	27	
3. 地盤改良工				
(1) 高圧噴射攪拌工				
機械組立・解体	NJP-2Way工法	式	1	
高圧噴射攪拌	φ 2700, 削孔長7.00m, 改良長5.00m	本	9	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
高圧噴射攪拌_動力費		式	1	
高圧噴射攪拌_用水費		式	1	
殻運搬・処理	建設汚泥（高圧噴射攪拌工 法排泥）	m <sup>3</sup>	144	
4. 場内整備工				
（1）場内整備工				
排水溝撤去	U-240	m	33	
排水溝復旧	U-240	m	33	
殻運搬・処理	コンクリート殻（有筋）	m <sup>3</sup>	1.7	
5. 復旧工				
（1）コンクリート舗装工				
路盤		m <sup>2</sup>	23	
不陸整正		m <sup>2</sup>	23	
表層	コンクリート（18-12- 25），t=200，コンクリート 打設	m <sup>3</sup>	5	
SP 型枠	一般型枠，鉄筋・無筋構造物	m <sup>2</sup>	3.7	
鉄筋金網	SD295，#150×150	ton	0.2	
（2）アスファルト舗装工				
路盤		m <sup>2</sup>	97	
不陸整正		m <sup>2</sup>	97	
表層	再生密粒度アスコン （13），t=30mm	m <sup>2</sup>	97	
（3）付帯施設復旧工				
防護柵設置		m	10	
ポール復旧		本	3	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工）				
1. 仮設工				
（1）仮設工				
仮設足場設置撤去		回	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm, 914×1829	㎡	7	
2. その他				
（1）事業損失防止施設費				
事業損失防止費				
事業損失防止費				
汚濁防止フェンス設置	単独フロート, φ 300, 1000N/3cm未満, 3×20	m	20	
汚濁防止フェンス撤去	単独フロート, φ 300, 1000N/3cm未満, 3×20	m	20	
（2）運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
機械運搬費	NJP-2Way工法 Type2 狭 隘型 往復	式	1	
仮設材輸送	H形鋼, 往復計上	ton	6.6	
仮設材輸送	角パイプ, 往復計上	ton	1.9	
仮設材輸送	合板足場板, 往復計上	ton	1.2	
仮設材輸送	敷鉄板, 往復計上	ton	1.3	
（3）技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
一軸圧縮試験		回	1	
調査ボーリング		m	6	
六価クロム溶出試験		回	1	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
一括計上価格				
1. 一括計上価格				
(1) 建屋補修				
建屋補修	防水改修, 外壁補修	式	1	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
建屋補修				
1. 防水改修				
(1) 撤去				
既存シーリング撤去 (屋上 一般部)		m	355	
既存ルーフドレン撤去 (屋上 一般部)	φ 150	箇所	7	
既存ルーフドレン撤去 (屋上 一般部)	φ 100	箇所	2	
パラペット保護 (コンクリートブロック) 撤去 (屋上 一般部)		m	189	
既存防水層撤去 (階段室、配管室)	アスファルト防水層	㎡	35.7	
仕上塗材除去 (階段室、配管室)	石綿処理, 集じん装置付き ディスクグラインダーケレン工法	㎡	35.7	
既存防水層撤去 (OAチャンバー室)	加硫ゴムシート仕上げ	㎡	46.3	
既存外壁シーリング撤去		m	651	
既存建具廻りシーリング撤去		m	252	
(2) 改修				
下地処理 (ケレン・清掃) (屋上 一般部)	全面デッキブラシがけ	㎡	800	
シーリング設置 (屋上 一般部)	変成シリコン系	m	355	
下地調整 (屋上 一般部)	ポリマーセメントペースト	㎡	800	
改質アスファルトシート絶縁工法 (屋上 一般部)	AS-J1 平部	㎡	667	
改質アスファルトシート絶縁工法 (屋上 一般部)	AS-J1 立上り	㎡	130	
ルーフドレン設置 (屋上 一般部)	屋上用, 差し込み式, アスファルト防水用	箇所	9	
下地処理 (ケレン・清掃) (笠木部, 架台部, トップライト部)	全面デッキブラシがけ	㎡	170	
下地調整 (笠木部, 架台部, トップライト部)	ポリマーセメントペースト	㎡	170	
ウレタンゴム系塗膜防水 (笠木部, 架台部, トップライト部)	x-2, 密着工法, 立上り	㎡	170	
下地処理 (ケレン・清掃) (庇部)	全面デッキブラシがけ	㎡	28.7	
下地調整 (庇部)	ポリマーセメントペースト	㎡	28.7	
ウレタンゴム系塗膜防水 (庇部)	x-2, 密着工法, 立上り	㎡	28.7	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
下地処理 (ケレン・清掃) (階段室, OAファンハブ室, 配管室)	全面デッキブラシがけ	m <sup>2</sup>	82.0	
下地調整(階段室, OAファンハブ室, 配管室)	ポリマーセメントペースト	m <sup>2</sup>	82.0	
改質アスファルトシート絶縁(階段室, OAファンハブ室, 配管室)	AS-J1 平部	m <sup>2</sup>	82.0	
下地調整 (既存塗膜除去共) (サービスタンク室)	鉄鋼面 RB種	m <sup>2</sup>	49.8	
錆止め塗装 (サービスタンク室)	水系さび止めペイント B種	m <sup>2</sup>	49.8	
塗装替え (サービスタンク室)	耐候性塗料塗り、鉄鋼面、ふっ素樹脂塗料 B種	m <sup>2</sup>	49.8	
外壁シーリング設置	PU-2 ポリウレタン2成分系 10×10	m	651	
建具廻りシーリング設置	変成シリコン系 (2成分)	m	252	
とい設置	階段室底部, 塩ビ	式	1	
2. 外壁改修				
(1)撤去				
既存塗膜除去 (仕上げ塗装部)	石綿処理, 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法	m <sup>2</sup>	30.8	
外部根廻り部撤去 (外壁タイル部)	モザイクタイル及びガラス繊維混入セメント板撤去	m <sup>2</sup>	3.2	
外壁タイル撤去 (外壁タイル部)	ひび割れ、浮き、欠損部、下地モルタル浮き部	m <sup>2</sup>	11.3	
(2)改修				
外壁改修 事前調査	目視、打診による確認, マーキング, 計測, 図面記入	m <sup>2</sup>	3,362	
外壁ひび割れ部 改修 (仕上げ塗装部)	ひび割れ幅: 0.2mm~1.0mm, 樹脂注入工法	m	770	
外壁ひび割れ部 改修 (仕上げ塗装部)	ひび割れ幅: 1.0mm超, Uカットシール充填工法	m	34.6	
コンクリート破損箇所 改修 (仕上げ塗装部)	ポリマーセメントモルタル充填工法	m <sup>2</sup>	6.6	
下地調整 (仕上げ塗装部)	C-1	m <sup>2</sup>	2,394.0	
外壁塗装仕上げ (仕上げ塗装部)	防水形複層塗材E	m <sup>2</sup>	2,394.0	
アンカーピン (仕上げ塗装部)	トップライト断面修復部	m <sup>2</sup>	18.6	
外壁根廻り部 (外壁タイル部)	ポリマーセメントモルタル塗り	m	12.8	
外壁根廻り部 (外壁タイル部)	アンカーピン	m <sup>2</sup>	4.4	
外壁タイル部 (外壁タイル部)	部分補修	m <sup>2</sup>	11.3	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
外壁タイル部 (外壁タイル部)	モザイクタイル材料費	式	1	
3. 発生材処理				
(1)発生材処理				
産業廃棄物処理費	廃プラスチック類 (合成樹脂くず)	m3	0.6	
産業廃棄物運搬費	廃プラスチック類 (合成樹脂くず)	回	1	
産業廃棄物処理費	陶磁器くず	m3	0.1	
産業廃棄物運搬費	陶磁器くず	回	1	
産業廃棄物処理費	コンクリート殻 (無筋)	m3	10.1	
産業廃棄物運搬費	コンクリート殻 (無筋)	m3	10.1	
4. 直接仮設				
(1)直接仮設				
墨出し	屋上防水改修	式	1	
養生	屋上防水改修 (アスファルト防水)	式	1	
整理清掃後片付け	屋上防水改修 (アスファルト防水)	式	1	
外部足場	枠組本足場, 1200枠, 500布枠×2枚, 足場高さ22m未満	式	1	
安全手すり	枠組本足場用【手すり先行方式】	式	1	
防音シート		式	1	
外部仕上足場	階高4.0m以下、脚立足場、改修	式	1	
内部仕上足場	枠組棚足場, 階高5.0~5.7m, 【手すり先行式】	式	1	
仮設材運搬	枠組本足場【手すり先行式】1200枠、往復	式	1	
仮設材運搬	安全手すり, 往復	式	1	
仮設材運搬	防音シート, 往復	式	1	
仮設材運搬	外部仕上足場 (脚立足場階高4.0m以下) 往復	式	1	
仮設材運搬	内部仕上足場 (枠組棚足場 階高5.0~5.7m) 往復	式	1	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5. その他				
(1)運搬費				
共通仮設費（積上）				
共通仮設費（積み上げ）				
揚重機械器具		式	1	